ごみの出し方・分け方ガイド

ごみの量が多くなると、焼却したり灰の処分などにも多くの費用がかかってしまいます。このため町では、次の合言葉を目標にごみの減量をめざします！！

ごみ減量化の合言葉 3R

Reduce リデュース（発生抑制）

詰め替え商品などを利用し、家庭から出るごみをできるだけ減らします。

Reuse リユース（再使用）

ビールビンや牛乳のビンのように、使い終わったものを繰り返して使います。

Recycle リサイクル（再資源化）

使い終わったものは、きちんと分別することで、資源として再利用します。

ごみを出す前にもう一度 ！！

町では、ごみの減量化をめざしています。みなさんの少しの工夫で、ごみの量を少なくすることができます。

ごみを出す前に、水を切ったり、修理して使えるものがないか確認しましょう。

無駄な買い物はやめ、必要なものだけにしましょう。

マイバッグを使用し、ビニール袋や過剰な包装は断りましょう。

長く使える商品やリサイクル商品を積極的に利用しましょう。

資源ごみは、必ず分別して出しましょう。

松　崎　町

平成23年4月改訂

目　次

可燃ごみの出し方について・・・・・・・・　１

分別ごみの出し方について・・・・・・・・　３

分別収集についての注意事項・・・・・・・・・・・・　４

資源ごみの出し方について・・・・・・・・　５

ビン・ガラス類(無色・茶色・その他の色・リターナブルビン・雑ビン・蛍光灯)・　５
缶・金属類（スチール・アルミ・金属くず・アルミ箔）・・　５
ペットボトル・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
古紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック）・・　７
乾電池（マンガン・アルカリ・ニッカド・リチウム・ボタン）・・　８
植物性廃食油・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

町では収集・処分できないごみ・・・・・・　９

不法投棄に関する法律条文・・・・・・・・・１０

ごみの減量化・堆肥化への補助・・・・・・１１

ごみの出し方Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・１２

家電リサイクル品の取扱について・・・・・１４

ごみの分け方ガイド索引・・・・・・・・・１５

可燃ごみの出し方について

可燃ごみは、月曜日から土曜日の間に各地区とも毎週２回収集します。ただし夏期期間及び年末年始については特別収集を行います。

日曜日は収集を行いませんが、祝祭日は通常どおり収集します。

月曜日・木曜日……　中川地区、三浦地区
火曜日・金曜日……　東区、西区、南区、中区、伏倉、宮内、道部、岩科地区
水曜日・土曜日……　北区、江奈１、２、３、４地区、桜田地区

○ ごみは必ず出す人の名前を記入した、町の黄色い指定袋に入れて出してください。

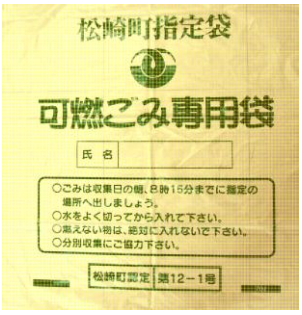

・町指定のごみ袋は、4種類あります。
（容量は、15ﾘｯﾄﾙ、30ﾘｯﾄﾙ、45ﾘｯﾄﾙ、70ﾘｯﾄﾙ）
・町指定のごみ袋以外は、収集しません。
・町指定のごみ袋には必ず名前を記入してください。
・クリーンピア松崎に直接持ち込むときも、必ず指定袋に入れてください。

○ ごみは、決められた日の朝8時15分までに、決められたごみ集積場所に出してください。

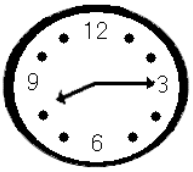

前日や夜間に出すと、カラスやネコに荒らされたり、ご近所の迷惑になります。各地区で決められたルールに従ってください。

○ 生ごみは、必ず水を切ってから出してください。
※ごみの重さが減るとともに、効率よく燃やすことができます。
また収集作業中に汚水などの飛散もなくなります。

○ 傘のように、ひとつのものでもいろいろな材料からできているものは、できるだけ木やビニールなどの可燃物と金属部分などの不燃物に分解し、可燃物は可燃ごみの日に、不燃物は粗大ゴミまたは金属くずとして分別収集の日に出してください。

○　板（厚さ2センチ×幅10センチまで）や棒（1本の直径は5センチまで）などは、長さ60センチまでに切断し、釘などの不燃物を抜いて、直径30センチまでの大きさに束ねて、指定袋に入れてください。

　剪定枝などが大量に出る場合には、一度に焼却できない場合もありますので、事前にクリーンピア松崎に持ち込み希望日と量などをご連絡いただき、指示に従ってください。

○　布団は、可燃ごみとして出してもらい、**1回に出す枚数は4枚**までとします。
　出すときには、町の指定袋に入れて出してください。
（注）5枚以上出す場合には、事前にクリーンピア松崎に、持ち込み希望日と枚数などをご連絡いただき、承諾を得てから直接持込んでください。

○　可燃ごみの中に不燃ごみや資源ごみを混ぜないでください。
　新聞紙や雑誌などの古紙類やペットボトル、電池、蛍光灯、缶やビンなどはリサイクルしますので、資源ごみとして分別収集日に出してください。可燃ごみの中に不燃ごみが入っていると、燃え残るだけでなく、焼却灰と一緒に処理される行程で、施設内の機械類に様々な損傷を与えることがあります。修理に多額な費用がかかるだけでなく、修繕を行っている間は焼却ができなくなってしまう場合があります。

○　持ち運びやすいように、ごみ袋の口をしっかりしばって出してください。

○　たばこの吸い殻など火気のあるものは、必ず火を消したことを確認してから指定袋に入れてください。

○　各地区のごみ集積場所は、その地区の方々によって管理されています。地区で決められたごみ集積場所に出しましょう。ごみの集積場所は、土地や家の前を提供してくださっている人や清掃、管理に努めてくださっている人など多くの方々に支えられています。ルールを守り、ごみ集積場所を清潔に使いましょう。

（注）他の地区のごみ集積場所には出さないでください。

分別ごみの出し方について

分別ごみは、

- ○ ビン・ガラス類(無色、茶色のビン、その他の色のビン、蛍光灯、雑ビン(瀬戸物を含む))
- ○ 缶・金属類(スチール缶、アルミ缶、金属くず、アルミ箔など)
- ○ ペットボトル
- ○ 古紙類(ダンボール・新聞紙・雑誌・紙パック)
- ○ 粗大ごみ(不燃粗大・可燃粗大)
- ○ 使用済み乾電池
- ○ 植物性廃食油

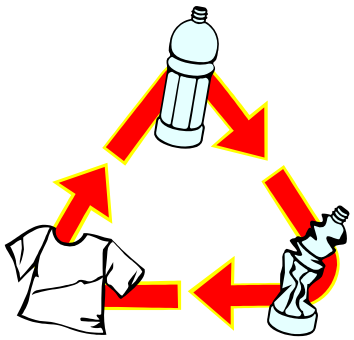

に分類されます。

分別ごみの収集は毎月2回行われますが、収集日が決められています。

収集日の日程は、3月にその年の4月から翌年3月までのごみ収集カレンダーを各戸に配布しますので、そちらを参考にしてください。

無くしたときなどは、クリーンピア松崎、または役場生活環境課でお渡ししています。

分別の方法や出し方については、5ページの『資源ごみの出し方について』を参考にしてください。

分別収集についての注意事項

粗大ごみの対象は、家庭から出される大型の不燃粗大ごみ（自転車や小型の家電なども含まれます）と畳や家具などの可燃粗大ごみに分類されます。

○　指定袋に入っている可燃ごみ以外のごみの持ち込みに対しては、条例により、持ち込む重さによって料金がかかります。また、大量に出す場合には、事前にクリーンピア松崎にご連絡のうえ指示に従ってください。

畳は粗大ごみとして扱います。クリーンピア松崎では一日に処分できる量に限りがありますので、持ち込む場合には、事前に持ち込み希望日と枚数などをご連絡いただき、承諾を得てから持ち込んでください。集積場所に出すときにも事前に連絡をいただきたいと思います。

○　スプレー缶は必ず使い切ってから出してください。

中身の入ったスプレー缶は、収集や処理のときに火災の原因となることがあり大変危険です。必ず使い切ってから穴を開けずに、スプレー缶専用の容器に入れてください。またふたやノズルは、可燃ごみとして出してください。

○　危険のないように出す。

カミソリの刃や針などは、そのまま出すと大変危険です。紙に包んだりテープで刃を巻くなど、安全な形で出してください。

○　分解できるものはできるだけ分解して出す。

傘など可燃物と不燃物でできているものは、できるだけ分解して、ビニールや布などの可燃物は可燃ごみとして可燃ごみの収集日に出してください。傘の骨などの不燃物は粗大ごみとして、一回目の分別収集日に出してください。

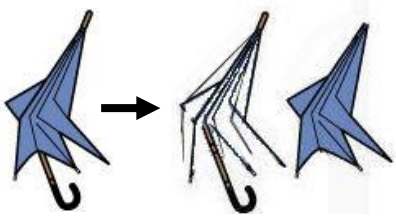

（粗大ごみ）　（可燃ごみ）

資源ごみの出し方について

◎ビン・ガラス類

対象品　・ 飲み物や食べ物が入っていたビン
・ 瀬戸物などの陶磁器類や化粧品のビン
・ 白熱電球や蛍光灯などのガラス製の製品

（茶色のビン）

（無色のビン）

（その他の色のビン）

（リターナブルビン）

（雑ビン）

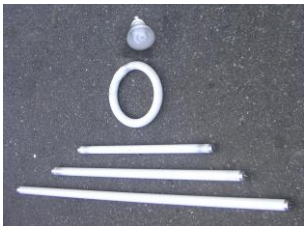
（蛍光灯）

出し方
○茶色、無色、その他の色、雑ビン、リターナブルビン、蛍光灯の6つに分けてください。
○ビンは中を水で注ぎ、洗ってから出してください。
○キャップは、取りはずしてください。
○ラベルは、はがさずそのまま出してください。
○割れたビンは、雑ビンとして出してください。
○汚れの取れないものや、化粧品のびん、瀬戸物、白熱電球は、雑ビンとして出してください。
○割れていない蛍光灯は、リサイクルしますので、専用の容器に入れてください。

◎缶・金属類

対象品　飲み物や食べ物が入っていたスチール缶、アルミ缶、金属くず（小物）、アルミ箔（アルミホイル類も含む）

（スチール缶）

（アルミ缶）

（金属くず）

（アルミホイル）

出し方

〇食料・飲料が入っていた缶は、水ですすぎ、付着物などを取り除いてください。
〇スチール缶とアルミ缶は、機械で選別しますから分別しなくて結構です。
〇スプレー缶は、専用のコンテナに入れてください。
〇食品などの大きな缶は、金属くずのカゴに入れてください。
〇ペンキなど中身の入っているものは、収集しません。
　使い切ってから出してください。
〇金属製のビンのふたや缶詰のふたなどは、金属くず（小物）
　として出してください。
〇アルミ箔やアルミホイルは、専用の容器に入れてください。

◎ペットボトル

対象品　　飲料用、酒類用、調味料などが入っていたペットボトル

分別収集品はペットボトルに色が付いていても、左のリサイクルマークがついていれば対象となります。

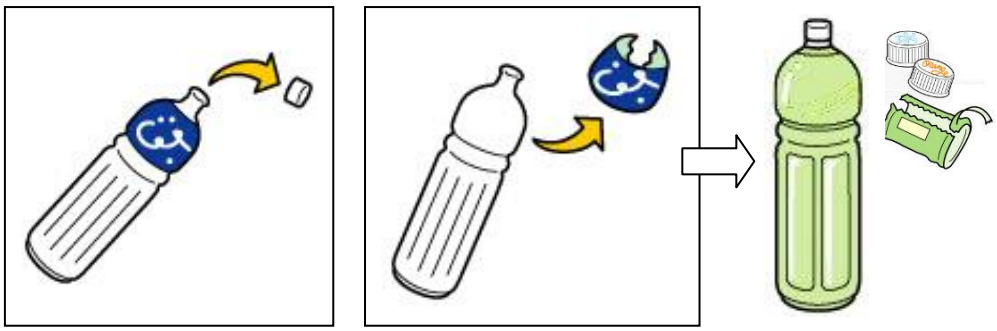

出し方

〇キャップ、ラベルを取ってください。
〇取り外したキャップやラベルは可燃ごみとして出してください。
〇必ず水洗いをして、内側と外側の汚れを落としてください。
　※汚れの落ちないものは、可燃ごみとして出してください。
〇リングは、取らないでそのまま出してください。
〇リサイクルマークの無いものやペットボトル以外の容器（マヨネーズやケチャップなどの容器）は混入しないでください。

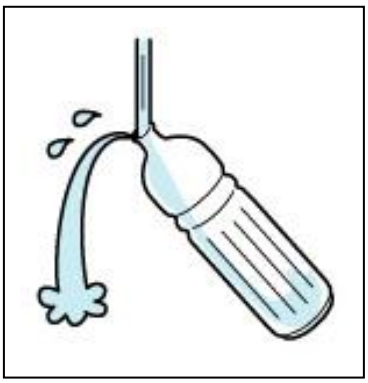

✚ ペットボトルのキャップは、可燃ごみとして出すこともできますが、たくさん集まれば発展途上国でのワクチン代となりますので、みなさまのお近くで集めているところがありましたら、ご協力をお願いしたいと思います。

◎古紙類 **新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック**

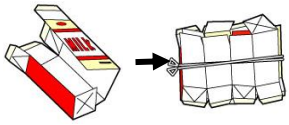

- それぞれ分類し、紙ひもでしばって出してください。
- チラシは、新聞紙と一緒に出してください。
- 牛乳などの入っていた紙パックは、中を水で注ぎ、汚れを洗い流し、切り開き、乾かしてからしばって出してください。

（新聞紙）

（雑誌類）

（ダンボール）

（紙パック）

お願い
〇紙以外のものを混ぜないでください。
〇雑誌に付属する CD や DVD は、入れないでください。
〇汚れた古紙類は、可燃ごみとして出してください。
〇紙パックなどで、注ぎ口にプラスチックなどのキャップが付いているものは、取り除いてください（キャップなどは可燃ごみへ）。
〇内側が白くないものや、アルミの貼ってある紙パックは資源ごみにはなりませんので、可燃ごみとして出してください。

◎乾電池　各家庭から出される使用済みの乾電池

（ビデオカメラやデジカメなどのバッテリーを含む）

出し方
〇アルカリ・マンガン・リチウム・ボタン型電池の区分は必要ありません。

◎植物性廃食油　各家庭から出される植物性の廃食油

（固形剤で固めたりする必要がありません）

出し方
〇ペットボトルなど転倒しても油がこぼれない容器に入れ、ふたをして出してください。
〇月２回ある分別収集日のうち、２回目の収集日に回収します。
〇植物性の廃食油以外は、入れないでください。

※動物性廃食油は固形剤を利用したり、布などにしみこませ、可燃ごみとして出してください。
※そのほかの油類についてはクリーンピア松崎にお問い合わせください。

町では収集・処分できないごみ

家電リサイクル法対象商品

テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

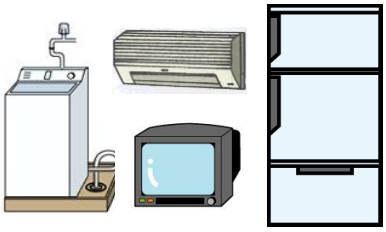

◎買換えの場合は新しい物を買う小売店等に引取りを依頼することもできます。廃棄だけされる場合は、ご自分で郵便局においてリサイクル料金を払い込み、リサイクル券を発行してもらい、指定取引場所へ持ち込むか、町内の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

家電リサイクル法対象品かどうかは、製造メーカーや家電リサイクル券センターでお問い合わせできます。【☎0120-319-640】

※14ページに家電リサイクル法対象家電の処分方法について詳しく記載しておりますので参考にしてください。

パソコンリサイクル対象品

デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ、液晶ディスプレイ

◎各メーカーが回収・リサイクルに関する窓口を設けていますので、各メーカーにお問い合わせください。自作パソコンや回収するメーカーがないパソコンについてはパソコン３R推進センター【☎03-5282-7685】にお問い合わせください。

危険物品目

プロパンガス用ボンベ、消火器、バッテリー
劇薬・薬品等、毒薬・毒物、医療用機器類

◎専門業者にお問い合わせください。

事業所から排出されるごみ（産業廃棄物）

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどや、特定の事業活動（建設業、パルプ・紙または紙加工品の製造業、新聞業、木材または木製品の製造業、出版業、繊維業、畜産農業など）によって生じた紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずなどの産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。

その他の品目

タイヤ、バイク・スクーター、中身入りのペンキ缶、
自動車リサイクル法対象品目など。
（※購入店または専門業者に相談してください。）

町で収集できなかったり、処分できない品目は、例としてあげたもの以外にも多数あります。

町が収集できないごみを、ごみの集積場所に出してしまうと、そこを管理している皆さんに迷惑がかかるだけでなく、不法投棄とみなされ、大変重い罰則が科されます。

また、むやみに分解すると、有害な物質が出たりするなど、危険な場合もあります。収集してもらえるかどうか疑問に思った場合には、クリーンピア松崎へお気軽にお問い合わせください。

不法投棄に関する法律条文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（投棄禁止）

第１６条　何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。

第２５条　次の各号のいずれかに該当する者は、５年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

１～７（略）

８　第１６条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

第３２条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

１　第２５条第８号（産業廃棄物に係わる場合に限る。）３億円以下の罰金刑

２　第２５条（前号の場合を除く）、第２６条又は第２８条から第３０条まで各本条の罰金刑

ごみの減量化・堆肥化に対して、次の場合には補助金が出ます

● 生ごみ処理機の購入

生ごみ処理機はチップなどでできた床材を利用した【バイオ式処理機】と生ごみを加熱乾燥させる【乾燥式処理機】の２種類があります。

松崎町内の販売店で生ごみ処理機を購入する場合、購入費用の半額を補助します。ただし補助限度額は、20,000円です。
申請書と見積書を事前に役場へ提出し、申請していただきます。

例　１：町内の商店で60,000円(税込み)で生ごみ処理機を購入した場合は、町の補助金は補助限度額の20,000円で、自己負担額は40,000円となります。

例　２：町内の商店で35,000円（税込み）の生ごみ処理機を購入した場合は、町の補助金は17,500円となります（35,000円の半額）。

（※ 注意　町外の販売店で購入したものは、補助の対象とはなりません。）

● コンポスターの購入

コンポスターは、土の上に直接容器を置き、生ごみをためて自然もしくは発酵促進剤を使用して堆肥化します。

小売価格の約3分の1の価格で購入できますので、購入を希望される方は、役場生活環境課へお申し込みください。

（※価格は、変更される場合があります。）

生ごみ処理機、コンポスター比較表

処理方法の比較	生ごみ処理機	コンポスター
臭いが出ない	○	×
虫がわかない	○	×
手間がかからない	○	△
設置スペースがあまりいらない	○	×
購入金額の安さ	×	○

※詳しくは担当までお問い合わせください。
松崎町役場生活環境課　環境保全係
電話　42－3969（直通）

ごみの出し方 Q&A

Q:引越などでたくさんのごみが出た場合はどうしたらいいですか？

A：引越や大掃除などで一度に大量のごみが出るとき（７０kg 以上）は、事前にクリーンピア松崎にご連絡のうえ、指示に従ってください。
集積場所に大量のごみを持ち込むと、集積場所を利用している人の迷惑になるばかりでなく、収集時間が通常より遅れてしまうなど多くの人に迷惑がかかってしまいます。

Q:庭の木の剪定をして枝がたくさんでました。袋に入れることがむずかしいのですが、どうしたらいいですか？

A:剪定枝などを捨てる場合には、事前にクリーンピア松崎へご連絡ください。

Q:黄色の指定袋に名前を書かないで出してしまいましたが、収集してくれるのでしょうか？

A：可燃ごみは、黄色の指定袋で名前が書かれていないと収集しません。もしルール違反があったときは「収集できませんステッカー」が貼られていますので、自分の出したごみが回収されたか確認するよう心がけてください。
※ルール違反があったときは、場合によっては袋を開封し中を確認することがあります。

Q:スプレー缶については、以前は、穴をあけて出してくださいということになっていましたが、穴をあけずに出してもいいのですか？

A：スプレー缶については、穴をあけるときに、火が出てやけどをする恐れがあります。スプレー缶専用の容器を置きますので、穴をあけずに、その中に入れてください。

Q:使い切っていないペンキの入った缶を処分したいのですが、そのまま捨てられますか？

A：ペンキなどの缶は、中身を使い切ってから捨ててください。

Q:ペットボトルや缶詰の缶などで、洗っても汚れの落ちないものはどうしたらいいですか？

A：これらのごみは、リサイクルできませんので、ペットボトルは可燃ごみとして、缶は金属くずとして出してください。

Q:布団を処分したいのですがどうすればいいですか？
A：布団は可燃ごみとして処分しますので、ひもでしばるなどして指定袋に入れて出してください。クリーンピア松崎でも１日に処分できる量に限りがありますので、大量に処分する場合には事前にご連絡をお願いし、直接持ち込んでください。無断で大量に出された場合、収集しないこともあります。

Q:太い木の枝など燃えるのに、なぜ指定袋に入れて出してはいけないのですか？
A：太い木の枝や厚い板などは、焼却しても、燃え残ってしまいます。燃え残ったものは、灰を運ぶコンベヤなどの施設を壊してしまう場合があります。指定袋に入れてしまうと、ごみの内容がわからないので、鉄などの不燃ごみと同様に、太いままでは絶対に指定袋には入れないでください。

Q:一つのもの中に、鉄やプラスチックが使われていて、燃えるものなのか、燃えないものなのか、どう判断して良いかわからないものはどうしたらいいですか？
A：できるだけ分解して出してください。鉄などの不燃物が使われていて、分解できない場合は、そのまま粗大ごみとして出してください。

Q:家電リサイクル料金は自分で処分しても、小売店などに依頼しても同じですか？
A：家電リサイクル料金は、家電メーカーや大きさによって決まっています。自分で処分する場合は、リサイクル料金と支払手数料だけとなりますが、小売店や廃棄物収集運搬業者に依頼する場合は、これに収集運搬費が加わります。

Q:家を取り壊したので、畳を捨てたいのですが、クリーンピア松崎へ持っていけば処分してもらえますか？
A：個人の方が畳をクリーンピア松崎に持ち込むことはできます。粗大ごみとして扱いますので、持ち込む重さによっては料金がかかります。また、クリーンピア松崎でも１日に処理できる量が決められていますので、持ち込む前に、持ち込みを予定している日時ですとか、持込む枚数をご連絡のうえ、指示に従ってください。集積場所に出すときにも事前に連絡をいただきたいと思います。

Q:索引の項目には入っていないのですが、どのように捨てるのかわからないごみは、どうしたらいいですか？
A:索引には一般的に出されるごみを記載してありますので、索引にないごみで、どのように捨てたらよいかご不明な場合には、クリーンピア松崎【℡：45－0602】へお気軽にお問い合わせください。

家電リサイクル品の取扱について

テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンについて、消費者や事業者がこれらの家電製品を廃棄する場合、家電リサイクル法により、小売業者、製造業者などへ適切に引き渡すことが求められています。

ここでは、どのように処分したら良いかを説明します。

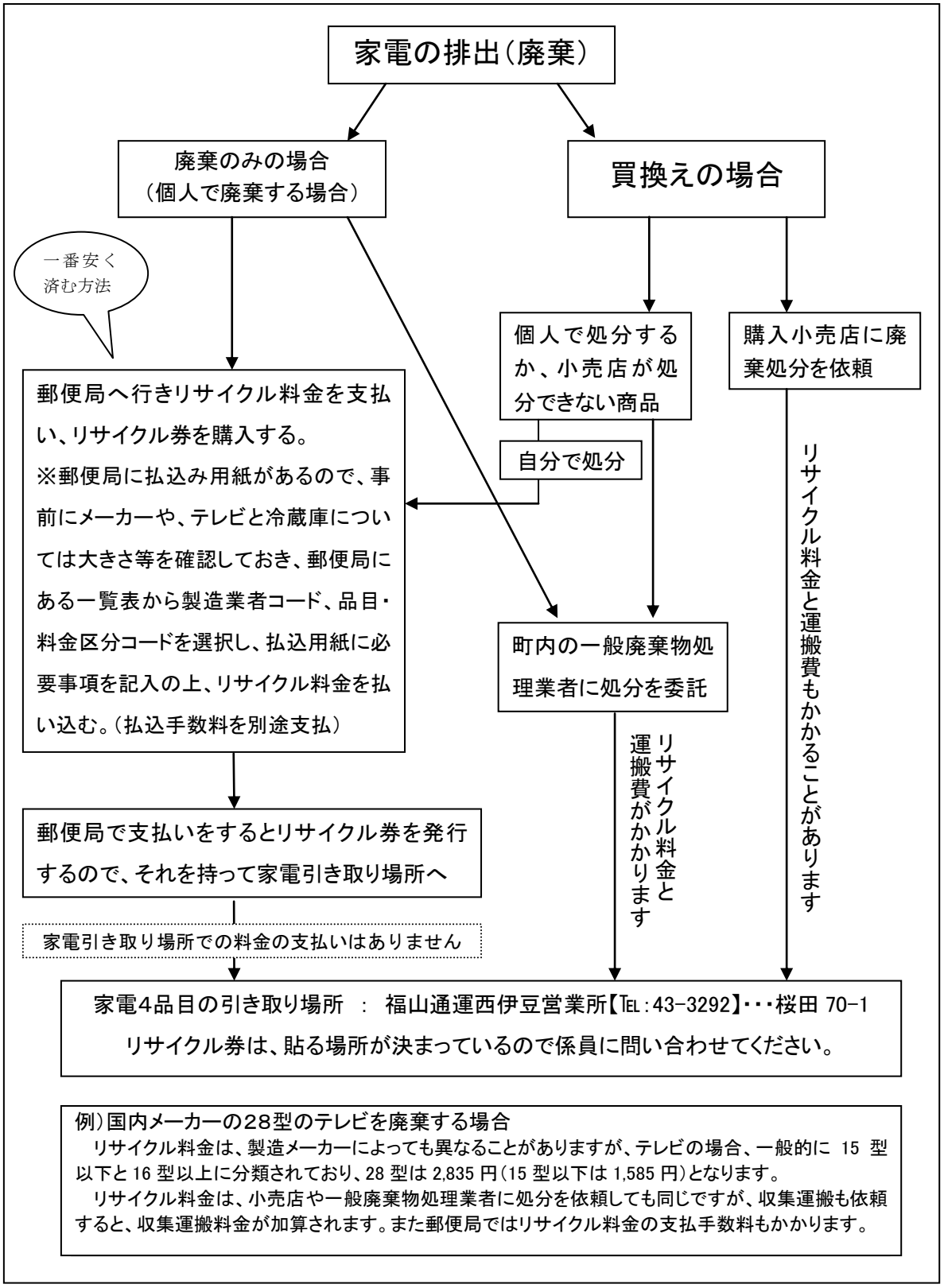

例）国内メーカーの28型のテレビを廃棄する場合

リサイクル料金は、製造メーカーによっても異なることがありますが、テレビの場合、一般的に 15 型以下と 16 型以上に分類されており、28 型は 2,835 円（15 型以下は 1,585 円）となります。

リサイクル料金は、小売店や一般廃棄物処理業者に処分を依頼しても同じですが、収集運搬も依頼すると、収集運搬料金が加算されます。また郵便局ではリサイクル料金の支払手数料もかかります。

松崎町一般廃棄物収集運搬許可業者
一般廃棄物（ごみ関係）

○ （株)栄協メンテナンス西豆地区統括事業所（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、廃家電4品目）
松崎町桜田68－1
電話：43－1111

○ （有)下田ケミサプライ・・・事業系一般廃棄物（可燃ごみ、資源ごみ）
南伊豆町青市927
電話：62－2685

○ 松崎町シルバー人材センター（可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）
松崎町宮内272－2（松崎町社会福祉協議会内）
電話：43－0478

クリーンピア松崎への持ち込み時間

○ 平日は午前8時30分から午後4時30分までです。
○ 土曜、祝祭日は午前8時30分から午前11時30分までとなります。
○ 日曜日は休みます。
○ 夏期期間の収集及び年末年始の収集については、別に「広報まつざきお知らせ版」に掲載します。
○ 指定袋に入っている可燃ごみは無料ですが、可燃ごみ以外のごみは、持ち込む重さによって料金がかかります。

【お問い合わせ先】
◎クリーンピア松崎
電話 45－0602 FAX 45－0275
◎松崎町役場生活環境課
電話 42－3969 FAX 42－3184
e-mail kankyou@town.matsuzaki.shizuoka.jp